

平成21年度 第1回北海道地方独立行政法人評価委員会 会議結果

1 開催日時

平成21年4月17日（金）15:00～15:50

2 開催場所

道庁別館12階 第4研修室

3 出席者

【委員】

舟橋 健市 委員長（公認会計士）

安達 陽子 委員（社団法人中小企業診断協会北海道支部理事（中小企業診断士）

石橋 憲一 委員（国立大学法人帯広畜産大学名誉教授）※議事（1）により副委員長に選任

太田 明子 委員（太田明子ビジネス工房代表）

北野 邦尋 委員（独立行政法人産業技術総合研究所北海道センター所長）

西 安信 委員（北海道工業大学学長）

篠本 智之 委員（国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレ°レナーシップ°選考教授）

細川 修 委員（北海道中小企業家同友会専務理事）

和田 健夫 委員（国立大学法人小樽商科大学副学長）

【欠席委員】

宇根 良衛 委員（独立行政法人国立病院機構 西札幌病院 病院長）

【事務局（行政改革局）出席者】

岡崎行政改革局長

林行政改革局試験研究機関改革推進室長

高田参事、橋本参事、木本参事、濱坂主幹、大谷主幹、加藤主幹、鈴木主幹、伊藤主査、
遠藤主査、立澤主任

重田参事、漆館主幹、村上主査、富加見主査、樋口主任

4 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 委員・事務局紹介

4 議事

（1）副委員長の選任

（2）北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱の改正（案）等について

（3）部会委員の指名

（4）その他

ア 北海道公立大学法人札幌医科大学の概要

イ 道立試験研究機関の法人化について

ウ 評価委員会の開催スケジュール等

5 閉会

5 議事概要

【事務局】

それでは、議事に入りたいと思いますが、これから先の議事の進行につきましては、舟橋委員長にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(1) 副委員長の選任

【委員長】

それでは、早速議事に入ります。まず4の(1)、「副委員長の選任」です。今月の4月1日で評価委員会の条例が改正されまして、委員が10名になりました。その内容について、事務局から説明願います。

【事務局】

資料は、3-1が改定の概要、3-2が新旧対照表、3-3が改正した条例の本文です。資料3-1に沿って説明いたします。

- ・ この法人評価委員会条例につきましては、地方独立行政法人法第11条第3項の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会の組織及びその他委員会に関する必要な事項を定めているものですが、この条例は、平成18年4月1日付けで施行しております。これは、札幌医科大学の公立大学法人化に合わせて制定したもので、制定時の札幌医科大学法人に対応する形で制定されております。道としては、この度、平成22年4月に地方独立行政法人北海道立総合研究機構を設立することとしたところであり、このため、新たな機構に対応すべく、先般3月に開催されました第1回定例道議会におきまして、本評価委員会条例の改正をしたところです。
- ・ 改正の内容につきましては、資料3-1の2番、改正の骨子に書いてありますが、一つ目は、評価委員会の下に、公立大学部会と試験研究部会の2部会を設置することとしております。二つ目としまして、今まで5名でした委員の定数を10名以内といたしました。三つ目としまして、部会の議決をもって委員会の議決とするという考え方に基きまして、二つのそれぞれの部会の議決委任事項と、それから委員会の議決事項の整理をいたしました。四つ目としましては、委員の任期を平成23年3月31日までに整理をいたしました。

特にこの中で、委員会議決事項につきましては、道議会において議決が必要な事項及び中期目標期間の業務実績事項といった法人業務の根幹に関わる事項に限定すること。また、それ以外の事項につきましては、部会委任事項として、部会の議決をもって委員会の議決とすることとしたいと考えており、この内容につきましては、後ほどご審議をお願いしております、評価委員会運営要綱の改正において、改めて説明をさせていただきたいと考えております。

【委員長】

今の説明に関して、質問はありますか。(質問なし。)

それでは、副委員長の選任に入ります。

評価委員会条例第4条第2項におきまして、副委員長は、委員の中から互選して選ぶということになっております。どなたか立候補若しくは推薦がございましたら、発言願います。

【委員】

私の方からは、帯広畜産大学名誉教授の石橋憲一委員を推薦いたします。

【委員長】

委員から石橋委員を副委員長に推薦したいという発言がありましたが、異議ございますでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、石橋委員に副委員長をお願いします。

(2) 北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱の改正（案）等について

【委員長】

続きまして、議事の(2)北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱の改正（案）につきまして、事務局から説明願います。

【事務局】

運営要綱の改正案につきまして説明します。資料は4-1、これは現行、改正案の対比です。資料4-2が運営要綱の案、全文です。それとあわせて別表1と別表2がついています。それから、資料4-3が委員会議決事項と部会委任事項の整理をした一覧表です。なお、資料5としまして、当評価委員会に係る傍聴要領ですが、これについては改正はありませんが、参考までに添付しております。

それでは、運営要綱の改正につきまして、説明します。先ほど説明いたしました、評価委員会条例改正におきまして、札幌医科大学と新たに設置を予定しております道立総合研究機構、この2法人を各々所管する部会制を導入するというので、この改正に合わせて、運営要綱の改正をご審議いただきたいと思っております。

- ・ 改正内容ですが、資料4-1をご覧ください。2部会の設置に伴い、これに対応するため、要綱の第2条に新たに部会に関わる事項を追加しようと考えております。改正案の第2条をご覧くださいのですが、第2条第1項では、設置する部会の名称及び所管法人を規定しています。別表1で規定するというので、次のページの下段に別表1（第2条関係）ということで、名称と所管する地方独立行政法人名を挙げています。公立大学部会に関しましては北海道公立大学法人札幌医科大学、試験研究部会につきましては地方独立行政法人北海道立総合研究機構といたしたいと考えております。
- ・ 続きまして、第2条第2項です。先ほど申し上げました、部会議決をもって委員会議決とする範囲を定めるもので、次のページの別表2の方に、部会での議決事項及び委任事項を整理させていただいております。なお、資料4-3をご覧くださいなのですが、委員会議決事項と部会委任事項ということで、それぞれに対象となる事項を整理をさせていただいております。委員会議決事項に

つきましては、北海道議会の議決を要する事項ですとか、中期目標全期間に関わる法人の根幹を成す事項に限らせていただいて、区分をしています。それ以外の事項につきましては、部会委任事項で整理をしたいと考えています。

- ・ 戻りまして、資料４－１です。第２条第３項では部会の議決及び審議事項について委員会に報告する旨、規定をしています。部会の審議を終えました段階で、委員会に必ず報告を行い、委員会で見えていただくというような流れを想定して、この第３項を加えています。第３条以降につきましては、第２条の追加に伴う、条項の繰り下げを行ったものです。

【委員長】

部会が２つに分かれるということと、どういう事項が委員会なり部会なりにそれぞれ振り分けられるのかということをご説明していただきました。

今の説明について、何か質問等ありませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

特別なければ、この案どおりで改正ということで、運営をさせていただきたいと思います。

(3) 部会委員の指名

【委員長】

次が３番目、部会委員の指名ということでございます。部会の委員は、評価委員会条例の第６条第２項によって、委員長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

まず、公立大学部会の方につきましては、昨年からの流れもでございますので、宇根委員、太田委員、西委員、和田委員にお願いしたいと思います。

- ・ それから、試験研究部会につきましては、本年度から委員になりました、安達委員、石橋委員、北野委員、籾本委員、細川委員にお願いしたいと思います。

私は、公立大学部会に属させていただきたいと思います。

したがって、先ほどの説明にもありましたが、今後、主なものはそれぞれの部会に分かれて審議をして、本委員会ではその報告をしていただくというような形になろうかと思っています。

(4) その他 ア 北海道公立大学法人札幌医科大学の概要

【委員長】

(4)「その他」ということで、ア・イ・ウと３つございます。まず、北海道公立大学法人札幌医科大学の概要について、事務局から説明願います。

【事務局】

資料６－１の「北海道公立大学法人札幌医科大学の概要」をご覧ください。札幌医科大学は昭和２５年４月に開設いたしまして、平成１９年４月に法人化となっております。定員及び現員数につきましては、大学では医学部と保健医療学部の入学定員は合わせて２００人、現員は１,０１０人であり、この

うち女子学生は464人で、約45.9%です。また、大学院では、医学研究科及び保健医療学研究科の入学定員は合わせて92人、現員は245人で、このうち女子学生は72人で、約29.4%となっております。また、平成21年4月1日現在の札幌医科大学の職員数ですが、役員8名を含みまして、教育職、行政職、医療職を合わせまして、1,505人です。

- 次に資料6-2をご覧ください。これは北海道公立大学法人札幌医科大学の年度評価の概要について記載しているものです。まず資料の上段ですが、上段には年度評価の流れが記載されております。左側は札幌医科大学、真ん中は評価委員会、右側は北海道及び道議会について記載されております。

左側の札幌医科大学から、業務実績報告書が評価委員会に提出されますと、評価委員会では、全体評価と項目別評価を行い、評価結果を知事に報告するとともに、札幌医科大学に対して通知することとなっております。また、この報告を受けた知事は、9月に開催されます第3回定例会に報告することとなっております。

次に資料の下段にあります、年度評価等スケジュールについてですが、上段は札幌医科大学、真ん中は評価委員会、下段は北海道という形になっておりまして、上段の札幌医科大学は、毎年4月から6月までに、業務実績報告書及び財務諸表等を作成いたしまして、評価委員会に6月末を期限として、提出することとなっております。また、提出を受けました評価委員会におきましては、法人からヒアリングを実施するとともに、業務実績報告書の調査・分析を行い、評価結果を8月末から9月上旬までに法人に評価結果を通知し、知事に報告し、公表することとなっております。なお、財務諸表につきましては、評価委員会では意見を付して知事に報告することとなっております。

- 次に資料6-3の「平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績に関する評価結果の概要」と、資料6-4の「平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績に関する評価結果」についてですが、本日は時間の関係もございますので、資料6-4の評価結果の説明については省略させていただき、評価の概要で説明させていただきます。

資料6-3をご覧ください。1番から5番までですが、1及び2の「業務実績の評価について」と「評価方針と方法」については、ここに記載されているとおりです。次に3の「評価結果」につきましては、(1)で全体評価を、また(2)で項目別評価を記載しております。まず(1)の全体評価についてであります。平成19年度の実施状況は、全488項目のうち、法人が行った自己評価で、達成度が9割以上とされているA評価以上の項目が480項目あり、総合的に勘案すると、おおむね順調に進んでいると認められる、となっております。

次に(2)の項目別評価についてですが、この表では、488の年度項目の評価結果を15の項目に分けて表したものです。表の左側は年度項目を分類した項目であり、その右側の欄は評価委員会が行う5から1までの項目別評価基準が記載されております。順調に進んでいるⅣの欄には丸印が10項目、おおむね順調に進んでいるⅢの欄には4項目、やや遅れているⅡの欄に丸が1個あります。総合的にはおおむね順調に年度計画が進められております。

また、表の下の方には、法人の自己評価の欄と、評価委員会の確認が記載されております。これは法人が自己評価した488項目のS、A、B、Cの評価を、評価委員会が確認した結果を記載しているものです。法人が自己評価でSとしたものの中には、計画を上回って実施している事項の具体性に欠ける項目や、理由が記載されていない項目が含まれていたことから、評価委員会において、確認した評価を記載したものです。特に法人の評価において、72項目をSとしておりますが、評価委員会ではS評価は35項目とし、残りの37項目をA評価としております。

次に4の「各分野における主な取り組み」につきましては、(1)から(5)に記載されておりです。

- 最後に5の「指摘事項」についてです。法人が自己点検・評価でS評価としているものの中には、計画を上回って実施している事項の具体性に欠ける項目や、理由が記載されていない項目が含まれていることから、今後は道民に分かりやすく示すための工夫が求められることや、年度計画においては、項目数を減らすなど、項目数の整理に努めること。また、業務実績報告書において、数値目標の記載のないものや、不十分なものがあることから、各年度における数値を記載すべきであることなど、3つの指摘事項があります。

【委員長】

今の説明につきまして、質問等ございますか。

【委員】

国立大学法人の場合の外部評価で、例えば低い評価をされた場合には異議申し立てをすることができるのですが、医大の場合にはどのようなになっていますか。

例えば評価で「1」とか「2」なんていう部分に丸がついたような場合に、医大側として申し開きができるような機会を与えているのかどうかということなのですが。

【事務局】

法人が自己評価したものを評価委員会で確認いたしまして、仮にその評価が異なるという場合には、昨年度の場合は、それを一度法人に戻しまして、もし異議があるのであればその理由を教えていただきたいということで行っております。

【委員】

分かりました。

【委員長】

ほかにどなたかご質問等ございますか。なければ、(4)のAの項目は以上といたします。

(4) その他 イ 道立試験研究機関の法人化について

【委員長】

次に、道立試験研究機関の法人化について、事務局から説明願います。

【事務局】

道立試験研究機関の地方独立行政法人化についてです。資料は7と8と2種類用意しています。資料7の方が法人化に向けた動き及び現時点での概略、資料8の方につきましては、新たな法人に対して知事が指示することになります中期目標の素案に関するものです。

- まずは資料7-1の概要について、説明をさせていただきます。1の方針ですが、今までの経過を若干申し上げますと、北海道におきましては、平成18年2月に、新たな行財政改革といういわゆる行革大綱というものを作成いたしました。その中に道の試験研究機関の地方独立行政法人化に向

けた検討という項目が位置づけられていまして、以後、検討に当たってきたところです。

この検討に当たりましては、試験研究機関を取り巻く状況の変化ですとか、知事の諮問機関でございます、外部有識者で構成する北海道科学技術審議会からのご提言などを踏まえながら、色々検討を進めてまいりまして、平成18年度には、法人制度導入における課題の検証、平成19年度には、法人制度導入の可否や、法人制度を導入する場合の対象となる手法などについて検討を行いまして、平成20年2月にこの1に書いております「道立試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度の導入に関する方針」を取りまとめたところです。現在は、この方針に基づいて、具体的な検討を進めているところです。

道は現在26の機関を試験研究機関としています。そのうち、歴史文化系の2機関、及び行政機関として位置づけられる2機関のあわせて4機関を除きまして、環境、地質、産業技術、農業、水産業、林業、建築をそれぞれ分野といたします22の理系の試験研究機関を対象としまして、これを単一の法人にしたいと考えております。

この単一の法人とすることによりまして、総合力の発揮ですとか、分野を超えた横断連携機能の強化などといった、様々な提言に 대응する対応が可能ではないかと考えております。また、法人の種類といたしましては、外部機関との柔軟な連携ですとか、効果的運営の高度化に資するといった観点から、一般地方独立行政法人、いわゆる非公務員型とすることとして、設立時期は来年の4月、平成22年4月を予定しています。

道におきましては、この方針に基づきまして、昨年4月から具体的な制度設計ですとか仕組みづくりを進めてきておりまして、先月に開催されました第1回定例道議会におきまして、当評価委員会の条例の改正案の他、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款を議決いただいた他、道からこの機構に承継させる権利、すなわち土地・建物、いわゆる出資金に当たるものですが、この権利に関する件について議決を得たところでありまして、来年4月の法人導入が実質的に確定をしているところです。

- ・ 続きまして、法人のアウトライン、今の考え方を説明させていただきたいと思いますが、次のページ、資料7-1の2ページ目をご覧ください。「体制図(案)」と書いてあります。札幌市内に、理事長及び監事並びに法人の運営を司ります経営企画部、研究部門、下に農業研究本部から6つの研究本部が並んでおりますが、これらの研究部門を統括する研究企画部、改革の大きな狙いでありまして、外部・内部の分野を越えた連携を担う連携推進部の3部からなる本部機能を設置することとしているところであります。

また、研究分野につきましては、専門性や分野の特性を活かすという考え方、技術的な運営を図るという考え方のもとで、研究本部制を導入することといたしまして、農業、水産、森林、産業技術、環境・地質、建築の6部門体制としているところであります。

次のページをご覧ください。法人の役員体制ほかを記載させていただいております。役員体制につきましては、理事長を1名、理事を3名以内、監事を2名以内ということで想定しておりまして、任期はそれぞれ4年、2年、2年を予定しております。

それから(4)の法人へ出資する財産につきましては、道から法人の方へ出資します財産の一覧であります。土地が836筆、2,609万㎡、建物が558棟、22万㎡となっております。財産の資本金に当たる額につきましては、今年度鑑定評価を行って、設定をしております。

また、法人の名称については、先ほどから申し上げておりますが、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」としているところであります。

また、法人の主たる事務所に当たる、いわゆる本部であります。札幌市内、現在北大のキャンパスに隣接するところに、工業試験場ですとか、環境科学研究センター、地質研究所という3つの機関があります。いわゆる研究団地と呼んでおりますが、その地域に、その3事業所のいずれかに本部を設置してまいりたいと考えております。

- ・ 続きまして、資料7-2です。22年4月の法人設立へ向けた主なスケジュールです。定款につきましては、先ほど申し上げたとおり、3月の道議会で議決を得て、決定済みでして、今後関係規定等の整理をした上で、本年11月にも総務省に設立認可申請を予定しております。

次に中期目標です。後ほど素案として内容を説明させていただきますが、中期目標については、現在、4月にパブリックコメントを実施してございまして、部会、評価委員会でご審議を経た上で、成案を得て、来春、道議会の方に提案をしてみたいと考えております。

なお、中期目標、さらには中期計画、これらについてのいわゆる法人の根幹を成す部分につきましては、今鋭意検討を進めておりますが、それ以外の下の方、組織、会計制度、人事制度、業務改革、研究改革、これらの事項につきましては、現行の仕組みの見直しと、新たな制度作りを現在進めております。また折に触れて説明させていただきたいと思っております。

- ・ それでは次のページをご覧ください。資料7-3です。これは定款全文です。定款につきましては、法人の基本的な枠組みを規定することとしまして、法人の目的、名称、事務所所在地、役員体制、所管する業務の範囲、法人の資本金など、これは先ほど申し上げました出資金ですが、これらの、地方独立行政法人法に定められている事項を記載したところです。
- ・ 引き続きまして、資料8をご覧ください。中期目標についてです。中期目標につきましては、設置者であります知事が法人に示す、法人の業務運営の基本となる目標でありまして、法人評価委員会においてご審議いただく中期目標の検討状況と今後の進め方についてご説明させていただきます。中期目標期間は「中期目標（素案）の概要」に書いてありますが、法定上限の5年を予定してございまして、設立の平成22年4月から、平成27年3月までとしているところです。

その内容といたしまして、まずはこの概要版で説明させていただきますが、法によって掲載を義務付けられている事項を網羅するとともに、法人の自立的な運営を確保するという考え方に立っておりますが、一つ目、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項といたしまして、研究機関のコア業務である研究ですとか技術支援、生活支援に関する事項、さらには外部機関との連携、社会貢献に関する事項を記載しております。

2番目の、右側になります。業務運営の改善及び効率化に関する事項といたしまして、法人の目的や役割の遂行に向けまして、効果的、効率的な業務運営に不断に取り組むための指標としまして、組織運営ですとか、業務効率化、人材の育成、登用などに関わる事項を記載しております。左の下になります。

3番の財務内容の改善に関する事項といたしましては、透明で、効率的な財務、財政運営ですとか、外部資金等の自己資金の確保、効果的な資産運用といった、財務面での健全なる運営に向けた事項を記載しております。

その他の業務運営に関する重要事項としまして、法令順守などのコンプライアンスの確保に関する事、情報の共有化や公開などに関する事など、特に法人に求められている重要事項について記載をしております。

また、その下の欄ですが、中期目標の作成に当たりましては、法人の自立性確保の観点から、法人自らが作成することとなる中期計画において、具体的な数値目標が設定されることを基本としながら

も、道といたしましても、法人としての役割を明らかにするという観点からしまして、試験研究の根幹を成す5つの事項につきまして、数値目標の設定をしたいと考えておりまして、素案を作成しているところです。現時点ではまだ具体的な数値は入っておりません。素案の具体的な内容につきましては、次のページ以降の素案の本文を参照いただきたいと思います。

- 資料8-2をご覧ください。繰り返しが若干入りますが、1ページ目の第2、提供するサービスに関する事項です。「1 研究の戦略的な展開と成果の普及に関すること」では研究の展開と成果の普及につきまして、その内容として、ニーズ把握から成果普及までを一連の流れと捉えて記載をしています。(2)では、基盤的研究ですとか先導的研究の実施を位置づけておりまして、研究の重点化や外部資金の活用の取り組み姿勢を記載しています。

また、本法人は多分野の機関を持ちまして、6研究本部制を導入するということもありまして、各々の分野における研究の推進方法につきまして、6ページをご覧くださいなのですが、別紙で、「研究の推進方法」というのを掲載しております。それぞれ各研究本部が取り組むべき研究の方向性を、別紙として整理をさせていただいております。

続きまして、次のページの中段以下に、「2 総合的な技術支援と社会への貢献に関すること」ということで、技術支援ですとか社会貢献に関する考え方を記載しています。研究とともに法人のコア業務となります技術支援等の事業の取り組み姿勢については、(1)から(3)と(5)に、また次のページですが、社会貢献につきましては、普及啓発事業や、国際協力事業につきまして(4)に明記をしています。

次の「3 連携の推進に関すること」ですが、法人設立に当たりまして、特に力点を置いております連携に関連した事項について掲載しております。大学、企業などの外部の機関をはじめ、国等、道とはもちろんですが、国、市町村との連携への取り組みを規定させていただいております。

続きまして、次のページ、4ページの頭、第3です。業務運営の改善に関しましては、組織活性化や効率的運営の観点に立ちまして、組織や業務処理方法、さらには人事制度などについて、不断の改善に取り組むことを義務付けております。

また、下の方になりますが、第4の財務内容の改善に関しましては、経営効率の改善、外部資金等の自己資金の確保、資産の管理運営につきまして、法人の努力を促す規程を規定するというございます。

続きまして、次のページ、5ページ目をご覧ください。第5のその他業務運営に関する重要事項でございます。先ほども申し上げましたが、運営上の様々な規定などは、法人の規定に任せることとしながらも、設置者として確実に取り組みを求める必要がある事項に関しまして、例えば、施設設備の効率的、効果的活用に係る事項、法令の遵守等のコンプライアンスに係る事項、情報の管理と公開に関する事項などについて、特に中期目標に記載をさせていただいております。

- 中期目標の作成スケジュールですが、資料8-1に戻っていただきたいのですが、資料8-1の下段、「今後のスケジュール」と書いております。この素案につきましては現在、パブリックコメントを実施しておりまして、あわせて市町村、関係団体への意見照会を行っております。事務局におきましては、これらのご意見の結果を取りまとめるとともに、意見を踏まえた、現在お示ししております素案の見直しを行った後に、評価委員会、それから試験研究部会において、ご審議をいただきたいと思いますと考えております。
- また、評価委員会試験研究部会におきましては、この先になりますけれども、北海道立総合研究機構が本来は作成することになります。現時点では当然未設置ですので、道において今予め検討

を進めております中期計画につきましても、今後ご審議をいただきたいと考えております。

【委員長】

今の試験研究機関に関する説明に質問等ございますか。

監事の仕事で、法人の業務に対する監査となっていますけれども、資料7-1の3ページの上のほうです。ということは、会計に関する監査は監査法人がやるというイメージですか。

【事務局】

会計業務に関しては監事で監査をいただきますが、その他に出資規模等がありまして、法律に定められた外部監査人を指定することを予定しております。

【委員長】

分かりました。他に質問等ございますか。なければ、また次回以降でも機会はあるかと思っております。4のイは以上といたします。

(4) その他 ウ 評価委員会の開催スケジュール等

【委員長】

最後、ウですね。評価委員会の開催スケジュール等について事務局から説明願います。

【事務局】

資料9の評価委員会審議スケジュール案、これを見ていただきたいと思います。この表は、左側から評価委員会、真ん中が公立大学部会、右側が試験研究部会のスケジュールを上から下に順番に記載しています。

まず、評価委員会ですが、本日が第1回目の委員会であり、8月中旬には、試験研究機関に係る中期目標の素案に対する意見を聴取するため、第2回目の評価委員会の開催を予定しております。

- 次に、部会のスケジュールにつきましては、真ん中の公立大学部会では、本日、本委員会の後に、部会長の決定及び平成21年度計画についての概要を説明するために、第1回目の部会を開催いたします。次に、6月下旬には札幌医科大学から、平成20年度の業務実績報告書が提出されますので、7月上旬頃には、法人から概要の説明を受けるため、第2回目の部会を開催する予定です。さらに8月上旬には、年度評価の事務局素案及び財務諸表、利益処分についての審議をしていただくために、第3回目の部会の開催を予定しています。また、8月中旬には、評価結果及び財務諸表、利益処分等について決定していただくために、第4回目の部会の開催を予定しています。

次に、一番右側の試験研究部会につきましては、本日部会長の選任をするために、第1回目の部会を開催いたします。7月中旬には、中期目標の素案について、意見交換をしていただくために、第2回目の部会の開催を予定しています。8月中旬には、中期目標の素案について審議し、部会の決定をいただくために、第3回目の部会の開催を予定しています。11月上旬には、中期計画の素案及び業務方法書の素案について意見交換をしていただくために、第4回目の部会の開催を予定しています。また、平成22年2月には、中期計画案、業務方法書案について審議していただくために、第5回目の部会の開催を予定しています。

それから22年度ですが、平成22年4月上旬には、4月1日付けで地方独立行政法人北海道立総合

研究機構が設立されますので、中期計画及び業務方法書について、部会の意見決定をいただくために、22年度第1回目の部会の開催を予定しております。

以上が今後のスケジュール案ですが、委員の皆様方には大変お忙しい中、誠に申し訳ございませんが、委員会及び部会への出席をよろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】

何か質問等ございますか。

第2回の部会は公立大学部会と試験研究部会がそれぞれ7月上旬と7月中旬となっておりますから、同じ日にならない可能性が高いのですね。別々の開催になる可能性が高いのですね。(事務局：そうです。)8月の中旬の公立大学部会の方の第4回部会と試験研究部会の方の第3回部会がうまくいけば同じ日になる可能性があるかと。

【事務局】

8月の中旬には、あと、評価委員会の本委員会ですね。できれば一緒にしたいと考えております。

【委員長】

そのあたり、うまく同じ日にできればよいかと思ひます。特にこれについてはご質問がなければ、スケジュールはこういうことだということでございます。

これで本日の評価委員会としての議事は終わったわけですが、全体を通して何か質問等ありませんか。

【各委員】

意見なし。

【委員長】

では、これをもちまして、第1回目の評価委員会としてはこれで終了でございます。お疲れ様でした。